

川西市男女共同参画推進条例

平成 27 年 6 月 3 0 日
条例第 2 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 11 条—第 21 条）

第 3 章 雑則（第 22 条）

付則

「川西市男女共同参画推進条例」の解説

この条例は前文、22 の条文、解説で構成されています。

前文
条文見出し

枠内には、前文と各条文を記載しています。

【解説】

前文、各条文の内容について、より理解していただけるように解説を付けています。
また、条文で定義されている用語についても、分かりやすく読んでいただけるように、解説によって用語の意味を付け加えて説明しています。

前文

すべての人は個人として尊重され基本的人権が保障されるとともに、法の下に平等であることが日本国憲法でうたわれ、私たちはそれを学び知っています。男女共同参画社会の理念は、この憲法を日々の暮らしの隅々にまで浸透させ、根づかせるひとつの道筋です。同時に、その実現は、女性に対するあらゆる差別撤廃を掲げ、女性の社会的地位向上に努めている国際的な動きと共にあります。

私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。そして、誰もが幸福生活を願い、努力を重ね、今日までの発展を遂げてきました。

また、本市は兵庫県内でいち早く「婦人センター」を創設するなど、早くから男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、私たちが向き合うべき多くの課題が残されています。

さらに、女性が社会でいきいきと活躍することは、少子高齢化が加速し人口が減少していく状況において、経済の活性化や地域活力の向上に大きく貢献することになります。

こうした状況を踏まえ、男女の区別なく誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると同時に、均等にその成果を享受し、責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です。

ここに私たちは、様々な世代が集う中で、性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重することを通して、「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」を実現するためにこの条例を制定します。

【解説】

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。

条例を制定するに至った経緯や社会・文化的背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意など条例制定の意義を明らかにしています。

(参考)

「婦人センター」は昭和 62 (1987) 年、文化会館の隣に、女性の福祉の増進及び社会生活の向上に寄与するための活動拠点として開設しました。

平成 3 (1991) 年には名称を「女性センター」に改め、平成 14 (2002) 年に「男女共同参画センター」として場所(複合施設パレットかわにし)を移転し再スタートしました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【解説】

市の責務と市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人又は法人その他団体をいう。
- (5) 市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (8) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

- (9) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (10) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

【解説】

この条例で用いる用語の定義を定めたものです。

(1) 男女共同参画

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

「参画」とは、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的に意思決定過程に関わることです。

(2) 市民

市内に居住する者、市内にある事務所などに通勤する者、市内にある学校や幼稚園、保育所、施設などに通学、通園、通所する者とします。

(3) 事業者

市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う民間の企業・商店、社会福祉法人等をいいます。

(4) 教育関係者

教育が意識形成に及ぼす影響は大きいと考えられるため、学校、社会、家庭教育その他市内において教育に携わる者を広く教育関係者と捉えています。

(5) 市民公益活動団体

「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき定義しており、「市民公益活動」とは、市民の自発的及び自主的な様々な活動のうち、不特定かつ多数のものの利益(=公益)の実現をめざすもので、社会貢献的な活動(=社会・地域の課題解決を目的とした活動)をその対象としています。

(6) セクシュアル・ハラスメント

職場など、あらゆる場で性的な言動が行われることで環境が害され、その場に関わる人々が不快に感じる事、又は性的な言動が行われ、それを拒否したことで拒否した者が何らかの不利益を受けることをいいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条に規定されている、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」は職場に限定されていますが、この条例では単に職場内に限らず、地域、学校などあらゆる分野における行為が対象となります。

(7) ドメスティック・バイオレンス

配偶者や交際相手などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった者の間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

(8) 性同一性障害

性別には生物学的な性別と、自分の性別を認知するジェンダー・アイデンティティ（性自認）という2つの側面があり、生物学的性別と自らの性別に対する認知であるジェンダー・アイデンティティが一致していれば、性別にこのような2つの側面があることには気づきません。

しかし、この両者が一致しない場合があります、そのような場合を「性同一性障害」といいます。

(参考)

ジェンダー（gender）とは、さまざまな使われ方をしており、大きく分けて以下の3つの意味があります。

(1) 生物学的性別を意味する使い方

生物学では、形態や機能の上から区別できる雌雄（sex）と同義語としてジェンダーを使うことがあります。

(2) 社会・文化的に形成された性差を意味する使い方

歴史的な社会・文化の中で形成された男女の違いをジェンダーといいます。慣習による言葉づかい、衣服、行動様式などの違いで作られる男らしさ・女らしさといった言葉で表現されています。

(3) 性別に対する自己認知、自己意識を意味する使い方

「自分は男（女）である」「女（男）として生活することがふさわしい」と感じる性別に関する自己認知の意味で用います。

性同一性障害やジェンダー・アイデンティティ（性自認）について述べている場合は、
(3) 性別に対する自己認知、自己意識を意味しています。

(「性同一性障害」の使用について)

平成26(2014)年に、公益社団法人日本精神神経学会は、米国精神医学会の「精神疾患の診断・統計の手引き(第5版)」における訳語を「性同一性障害」から「性別違和」に改めました。

しかし、一般的に現在も「性同一性障害」を診断名として使用していますので、現時点では「性同一性障害」としました。

(9) 積極的改善措置

「ポジティブ・アクション」ともいいます。様々な分野で、すでに男女の参画する機会に格差がある場合、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して、積極的に機会の提供を行うことにより男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、審議会などの男女比において男性の比率が高い場合、女性委員を積極的に登用することや、組織内において男性が管理職を占めている割合が職員の男女構成比を上回っている場合、能力が同等であれば女性を昇進させるなどの措置を行うことをいいます。

(10) ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を意味し、誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体(以下「市民等」という。)

は、次に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するものとする。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動を制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

【解説】

男女共同参画を推進するにあたり、6つの基本理念を定めています。

基本理念は、市、市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体が「第4条 市の責務」から「第8条 市民公益活動団体の役割」までに示しているそれぞれの「責務」や「役割」を果たし、男女共同参画を進めていくための基本的な考え方です。

- (1) 男女が、性別により差別的な扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったりする場合があります。一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。
- (2) 社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等が反映されることで、結果として個人の生き方や活動の選択に影響を及ぼすことがあります。男女が互いに尊重しながら、自らの意思と責任で多様な生き方を選択できることが望ましい社会のあり方と考えます。
- (3) 男女が、政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会が確保されることは、男女が対等なパートナーとしての能力を発揮し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の形成につながります。
- (4) 現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすることが大切です。
- (5) 男女が、自己の性について正確な知識・情報を持ち、互いの身体的特徴を十分に理解し合うことは、男女が相手に対する思いやりを持ちつつ、妊娠、出産等に関して主体的に選択・行動し、生涯にわたり健康を享受していくために必要です。
- (6) 我が国の男女共同参画は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約などの国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、男女共同参画を推進することが重要です。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等と協働するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければならない。

【解説】

男女共同参画のけん引役である本市の責務を定めています。

市は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有し、施策の推進に当たっては、様々な体制を整備して、市民、事業者、教育関係者、市民公益活動団体、国、県及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを明記しています。

また、本条例において、「協働」とは、市民、事業者、教育関係者、市民公益活動団体や市が、それぞれの役割に基づいて、お互いの立場を尊重し男女共同参画の課題解決に向けて相互に補完し合うことをいいます。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画社会の実現には、市民の意識や自覚による行動が大切であるため、市民の役割を定めています。

市民が、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを明記しています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民が協力するよう努めることを定めています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職場における活動と、家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

社会経済活動の中において事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には、とりわけ雇用の分野での取組が大切なため、事業者の役割を定めています。

事業者が、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場と家庭、その他の活動の両立ができる職場環境を整備するよう努めることを明記しています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者が協力するよう努めることを定めています。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進において、教育の果たす役割は重要であるため、教育関係者は、生涯を通じた様々な教育や学習の場において、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めることを明記しています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、教育関係者が協力するよう努めることを定めています。

(市民公益活動団体の役割)

第8条 市民公益活動団体は、その運営及び活動において、基本理念にのっとり、男女が平等に参画する機会を確保できるよう努めるものとする。

2 市民公益活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

地域づくりに重要な役割を担う市民公益活動団体の役割を定めています。

市民公益活動団体が、それぞれの運営及び活動において、男女が平等に参画する機会が確保され、能力を発揮できる環境整備など、男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを明記しています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民公益活動団体が協力するよう努めることを定めています。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

【解説】

性別による権利侵害の禁止について定めています。

性別による差別が雇用の分野の差別だけでなく、様々な場面であらわれ、深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような性別による差別的取扱いをしてはならないとしています。

また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど、人権侵害の根絶をめざすことは男女共同参画を推進する上で大きな課題であるため、その禁止について定めています。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第 10 条 何人も、公衆に情報を表示する際には、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

【解説】

ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があるため、男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう配慮することが必要です。

憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「配慮」として理解を求めることとしています。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、川西市付属機関に関する条例（昭和 52 年川西市条例第 3 号）別表に規定する川西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を市民等の意見を反映しながら定めることとしています。

策定及び変更に当たっては、あらかじめ川西市男女共同参画審議会の意見を聴くこととしています。

(参考)

現在、男女の自律と平等をめざして、「第 3 次川西市男女共同参画プラン 平成 25 (2013) 年度から平成 34 (2022) 年度まで」を策定し、男女共同参画を推進しています。

また、男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的施策の策定及び実施に関する重要事項を審議する「川西市男女共同参画審議会」を平成 15 (2003) 年に設置しています。

(報告書の作成)

第 12 条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

【解説】

男女共同参画についての理解と施策への協力を求めるため、市が推進する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をまとめて公表します。

(参考)

毎年度、各所管より提出された前年度の男女共同参画プランの進捗状況と評価をまとめて、市ホームページで公表しています。

(調査研究)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する効果的な施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

【解説】

男女共同参画計画の策定や様々な施策を効果的に実施するため、市は国、県の動向や市の施策の実施状況、市民意識などについて調査研究を行います。

(参考)

平成 23 (2011) 年度に実施しました「川西市男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告」を市ホームページで公表しています。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市は、施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があります。

また、男女共同参画社会を形成していくうえで、男女間の格差を是正する積極的改善措置は重要な取組です。市は、男女が社会の対等なパートナーとして、施策の立案及び方針などの決定過程において共同して参画する機会の確保に努めることとしています。

(広報活動等)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の関心及び理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進には市民等の理解が重要です。市は様々な機会を通じて広報や啓発活動を行います。

(活動への支援)

第 16 条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

市は、市民等が取り組む男女共同参画を推進するための積極的な活動に対し、情報の提供や助言、活動の場の提供等の支援を行います。

(教育及び学習の機会)

第 17 条 市は、家庭、学校、社会その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画の基本理念の啓発及び実践に努めるものとする。

【解説】

男女共同参画にとって、教育及び学習は根本的な意義を持っているため、市は生涯にわたるあらゆる教育の場において、男女共同参画の基本理念の理解と啓発、さらに、教育実践に努めることとしています。

(防災及び減災の分野における施策の推進)

第 18 条 市は、災害復興を含む防災及び減災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市は、災害復興を含む防災対策や災害発生時の被害を最小限に抑える減災対策、避難所の運営を含む被災者の支援など、あらゆる面において男女共同参画の視点を取り入れた施策を進めることとしています。

(仕事と生活の調和の推進)

第19条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発等の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態になるよう、市がその支援を行うことに努めることとしています。

(拠点施設)

第20条 市は、川西市男女共同参画センター（川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成14年川西市条例第15号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画を推進するための拠点施設とする。

【解説】

川西市男女共同参画センターを、市が男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(参考)

川西市男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現を推進するために、相談事業、情報の収集・提供事業、講演会や講座などの啓発事業、市民の活動・交流の支援事業などを行っています。

(苦情等への対応)

第21条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

【解説】

男女共同参画に関する施策等への苦情や意見、性別による差別的取扱い等による相談について、その施策の担当所管に申出があったときは、市の関係所管、国、県の担当機関等と連携を図り、適切な対応や支援を行うものとします。

また、必要があるとき、市長は川西市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

第3章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。

付 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。